

島本町教育委員会並びに大阪成蹊大学、大阪成蹊短期大学及び
びわこ成蹊スポーツ大学との連携協力に関する協定書

この協定書は、４通作成し、甲並びに乙、丙及び丁の各々が各１通を保有する。

平成２５年　　９月　　１日

(甲) 大阪府三島郡島本町桜井２丁目１番１号　(乙) 大阪市東淀川区相川３丁目１０番６２号

島本町教育委員会	大阪成蹊大学
教育長　岡本　克己	学　長　武蔵野　實

(丙) 大阪市東淀川区相川３丁目１０番６２号

大阪成蹊短期大学
学　長　岡本　正志

(丁) 滋賀県大津市北比良１２０４番地

びわこ成蹊スポーツ大学
学　長　飯田　稔

島本町教育委員会（以下「甲」という。）並びに大阪成蹊大学（以下「乙」という。）、大阪成蹊短期大学（以下「丙」という。）及びびわこ成蹊スポーツ大学（以下「丁」という。）は、相互の連携協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　甲並びに乙、丙及び丁は、相互に連携協力し、教職員の資質の向上及び教員養成の充実を図るとともに、教育上の諸課題等適切に対応することにより、島本町の教育及び大学における教育・研究の充実、発展に資するものとする。

（協力事項）

第２条　甲並びに乙、丙及び丁は、次の事項について相互に連携協力するものとする。

- （１）　学校現場のニーズに応える教員養成の推進に関すること
- （２）　教職員の資質向上のために必要な教職員相互の交流・研修に関すること
- （３）　乙、丙及び丁の学生等による島本町立学校園の教育活動の支援に関すること
- （４）　教育上の諸課題に係る研究に関すること
- （５）　その他、前条の目的を達成するために必要と認められること

（方法）

第３条　甲並びに乙、丙及び丁は、前条の規定による連携協力を行うに当たっては、業務に支障のない限りにおいて、相互に便宜を図るものとする。

（期間）

第４条　この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の３０日前までに、甲並びに乙、丙及び丁のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがない場合は、さらに１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第５条　この協定書に定めるもののほか、連携協力に関する細目については、甲並びに乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

２　この協定書に定める事項について疑義が生じたときは、甲並びに乙、丙及び丁が協議して解決を図るものとする。